

青果物輸出規制対応セミナー & 相談会

開催概要

アクセントチュア株式会社

事業者名	概要
うるう農園 (福岡/生産者)	久留米市にていちごの生産を行う。台湾の残留農薬基準に対応するため、農薬管理に関する情報交換や、先進的な生産者の視察を実施。いちご生産団体を立ち上げ、輸出向けの指導等も行う。
食品検査・研究機構 (宮崎/検査機関)	海外輸出向け残留農薬試験のほか、機能性成分試験やおいしさ成分探索など、食の安全性・機能性・嗜好性にかかる分析や共同研究を広く全国から受け入れる民間検査機関。
台湾ロピア (台湾/小売チェーン)	2023年1月に台湾に1店舗目をオープンし、現在は8店舗を構える。「食のテーマパーク」として様々な日本商材を取扱い、青果ではいちご・りんご・ぶどう・桃等の主要な品目を店頭に並べている。
日本農業 (東京/輸出商社)	日本産青果物を、台湾・香港・タイ・インドネシア・マレーシア・インド等へ輸出を行う。りんご・かんしょ・キウイ・ぶどう・いちご・梨・桃等、自社(子会社)での生産も手掛ける。
JAS (千葉/生産者)	千葉県の南房総市にていちごの生産し、加工・流通・販売までを一気通貫して行う。昨年度日本産いちごの輸入が解禁されたフィリピン向け他、米国・ドバイ・シンガポール・香港等への輸出。
JEVIC (神奈川/検査機関)	中古自動車等の船積み前検査サービス、証明、貨物調査等を行う。令和5年3月に農水省の登録検査機関に登録され、同年4月から輸出植物検疫検査業務および種苗品質検査を開始。
JFOODO (東京/プロモーション)	2022年度より日青協と連携した海外向けプロモーションを通じて、日本産果実マークの認知・理解向上、青果物のファンづくり・拡大を通じた輸出促進を行う。

青果物の輸出規制分類

	概要	特に注意すべき国・品目
植物検疫	・ 二国間条件に基づき輸出可否が決定されており、そもそも輸出ができない国×品目が多数存在 ・ 輸出可能な国に関しても、園地登録・トラップ調査・消毒処理等の条件が必要なケースがある	・ タイ×かんきつ類・メロン ・ ベトナム×みかん ・ EU×かんきつ類 ・ 台湾：シンクイムシ系
残留農薬基準	・ 相手国の残留農薬基準が適用される（日本基準≠輸出基準）ため、輸出向け防除暦を策定し使用農薬を限定することが必要 ・ 日本と海外での検査手法が異なる可能性があることにも留意が必要 ・ 違反時はロット差し止め・国全体の信用失墜リスク	・ 台湾（いちご等全般） ・ EU ・ 米国
食品安全・衛生	・ 加工食品では一般的だった米国：FSMAに関して、農産物も対応を求められる方向（食品安全計画の作成等） ・ 選果・梱包施設の認証・登録が求められるケースもある ・ 規制ではないが、取扱条件としてGGAP等が求められるケースも(大手小売等)	・ 米国（FSMA対応） ・ EU（HACCP対応） ・ タイ（選果・梱包施設登録）
その他	・ 包材規制：EU起点にプラスチック等の規制強化のトレンド ・ 重金属規制・放射性物質規制 ・ 表示・ラベル要件：原産国表示・必要項目が国によって異なる	・ EU等

規制対応に関するトピックス

- 米国市場を狙う事業者が多い中、そもそも出せる品目が限定&出せる品目の規制も厳しい(りんご・ぶどう・みかん等)上、FSMA対応（食品安全計画作成等）・残留農薬の対応の厳格さが高まりつつある印象
- 台湾に関しては残留農薬規制の厳しさ（特にいちご）・害虫発生・土付着に係る規制が厳しいため、引き続き官民連携での輸出産地づくり・サプライチェーン構築が重要
- タイに関しては園地登録・選別梱包施設登録・証明書発行が必要だが、かんきつ類・メロンを除けば、ハードルはそこまで高くなく、さつまいも中心に輸出が拡大
- ブランド向上効果を見据えたEU輸出の機運も高まっているが、農薬規制・HACCP対応に加えて、包材規制強化のトレンドもあるため、費用対効果の見極めが重要
- フィリピン向けいちご輸出が解禁され、輸出に向けた規制対応・査察官受入準備が進む
- ネクストマーケットとしては、中東・マレーシアは規制のハードルが比較的低く、輸出商談が活発に行われている（インドネシア・ベトナムは出せる品目が限定）

青果物の輸出規制対応のポイント

- **取扱品目の国別難易度・規制概要を踏まえて、ターゲット国を選定**
 - 短期的に対応が難しいと想定される国は優先度を下げるor中長期的に産地づくりに取り組むか、の判断になる
 - 特に台湾・米国・EU向けは難易度が高いため、腰を据えた取り組みが不可欠
- **各領域の専門家と連携した規制対応**
 - 全般：最新の規制を把握するためには。輸出商社・輸入商社との連携が必要
 - 検疫：植物防疫所・植物検疫協会・自治体担当課
 - 農薬：植物検疫協会・各検査機関
 - 食品安全：GAP専門家・HACCP専門家・米国FSMA専門家
- **複数生産者のチームでの輸出産地づくり**
 - 知見を共有しつつ、複数生産者でチームを作って輸出産地づくりを行うトレンド
 - 台湾等難易度の高い生産を行う生産者とそれ以外の国向けを分ける事例も

(参考) 各国の容器包装規制に関する概要

包材は、EUの規格が最も明確かつ先進的とされ世界的スタンダードとなっている。今後はアジアの国々においてもEU基準を追従する動きが強まっていく為注視が必要。

対象国	規制の動向
EU	- 最も規制が厳しく、その規格は世界的スタンダードとなっている - 容器包装は、FCM(Food Contact Material, 食品接触剤)と呼ばれ、食品と接触する箇所における成分やその移行率等の規制が制定されている - 容器包材がFCMの規制に適合している事を証明する適合宣言書の作成が必須である - 安全性のみならず、近年ではシングルユース規制のような環境配慮に関する規制の整備が始まっている
米国	- 容器包材はFCN(Food Contact Notification, 食品摂食物質の届け出制度)にて規格が整備 - ポジティブリスト掲載物質は、EUと同様 - EUのような適合宣言書は必須ではないが、インポーターからは容器の安全性試験結果のレポート等FDAのポジティブリストに適合している事のエビデンスを求められる
中国	- 基本的には、EUの規制を参照して法整備をする - EUではあくまで食品接触剤のみに規制が適用されるが、中国では食品の接触の有無に限らず規制が適用 - 米国同様、適合宣言書は必須ではないもののインポーターからは適合に関するエビデンスを求められる。決まったフォーマットはなく、適合していることが証明できればそれでよい 食品接触輸入製品の登録制度がある
その他	- フィリピンでもシングルユース規定が始まり、アジアでもEU基準を参考に規制を進める動きが出てきている - 以前は日本の衛生基準法を順守できればアジア圏への輸出で特に課題になるような事はなかったが、今後はアジアにおいてもEUと同様の対応が求められる事が予想される 韓国・台湾には食品接触輸入製品の登録制度がある - 韓国・タイは、欧州に続き器具・容器包装のリサイクル認可申請制度を開発している

(参考) 今後制度化が予想されるEUの環境規制

2030年頃には、EU輸出に使う包材はリサイクル包材への切替が求められる可能性があり、製品形態によっては紙製包材や生分解性の高い包材の使用も想定される



専門家

- **2030年頃**を目途にEUは使用後焼却し廃棄する事を前提とした非循環型の包材を廃止し、**リサイクルを前提とした包材への切替**が行われるのではないかと推察
 - リサイクルに必要なインフラの整備や、生分解性の高い樹脂の開発等を考慮すると、今から数年はかかる
 - 加えて、通常3年程度は事業者の移行期間として設定される傾向を加味すると、2030年が導入時期の目安
- これまで、樹脂メーカーはリサイクルを前提とせずに製造することが多かったが、**今後は樹脂の素材からリサイクル性能を求められるようになり**、環境対応の圧力がかかっている

今後想定される環境規制導入のシナリオ

